

## クロマグロ遊漁について

- 太平洋クロマグロは、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、中部太平洋まぐろ類委員会での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、**厳しい資源管理措置に取り組む**こととなった。
- 国は、クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、遊漁者についても、漁業者の取組に準じ協力をこれまでも求めてきたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行うこととし、令和3年6月から**広域漁業調整委員会指示による規制**を導入した。
- 広域漁業調整委員会指示
  - ①小型魚（30kg未満）の採捕禁止
  - ②大型魚（30kg以上）の保持は1人1日あたり1尾
  - ③大型魚を採捕した場合は重量等の報告
  - ④期間を定め、大型魚の採捕禁止の公示

期間: 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

# クロマグロ

## 資源保護のお願い

クロマグロ(メジ、ヨコワ、シビ等)の  
資源回復のため、採捕制限を実施しています。  
遊漁者の皆様にもご理解とご協力をお願いします。

山口県水産研究センター提供



クロマグロ小型魚(30kg未満※)採捕は**禁止**!

! 意図せず採捕した場合には直ちにリリースしてください。  
※概ね体長(頭の前から尾の付け根まで)100cm以下が目安ですが、個体差があるので、100cm以上でも30kg未満のおそれがある場合はリリースするようにしてください。

クロマグロ大型魚(30kg以上)採捕は5日以内に**報告**を!  
キープは1人1日1尾まで!

! リリースしたものについては報告義務はありません。  
時期ごとに採捕数量を管理し、数量が多い場合は採捕禁止期間を設けます。



LINE公式アカウント



報告サイト

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます。  
LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能です。

上記の詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで、  
釣行前には必ず**採捕禁止期間ではないことを確認**してください。



水産庁

クロマグロ 遊漁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室  
TEL: 03-3502-8111(内線6705)



クロマグロ  
遊漁規制

(水産庁資料)

# クロマグロ遊漁について

## < 現状 >

- 大部分の遊漁者は、水産庁のホームページを確認し、最新の情報を得ながら、採捕禁止期間でないことを確認して釣りをしている。
- しかし、**規制を知らない、規制を守らない一部の遊漁者**がおり、国や道に違反情報が寄せられている。
- 違反情報が寄せられた場合は、国と道で速やかに共有しながら、国と道が連携して調査・指導を行っている。

## 水産庁

水産庁について	政策について	分野別情報	報道・広報	申請・お問い合わせ
---------	--------	-------	-------	-----------

ホーム > 分野別情報 > 遊漁の部屋 > クロマグロ遊漁の部屋

### クロマグロ遊漁の部屋

#### 1. 令和5年4月1日から新たなクロマグロ遊漁の規制（※1）が始まりました！

- 小型魚（30kg未満）は採捕禁止です。釣れてしまったら直ちにリリースしてください。
- 大型魚（30kg以上）のキープは1人1日1尾までです。1尾キープした後別のクロマグロが釣れたら、後に釣れたクロマグロを直ちにリリースしてください。
- 遊漁者はキープしたクロマグロの重量・海域等の水産庁への報告をお願いします。（キャッチ&リリースしたものについては報告義務はありません。）下の「遊漁採捕量報告のお願い」から、採捕してから5日以内に報告してください。
- 採捕数量が以下の時期ごとに概ね以下の数量を超えるおそれがある場合、その時期中は採捕禁止となることが公示されます。

時期	R5年		R6年			
	4～5月	6月	7月	8月	9月～12月	R6年
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	6.1トン

※概ね40トンから全海区における令和5年4月1日から12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分（2.6トン）を差し引いた数量

- 全体の採捕数量が37.4トンを超えるおそれがある場合、令和6年3月31日まで採捕禁止となることが公示されます。
- 採捕禁止期間中はクロマグロを狙ってのキャッチ&リリースを前提とした釣りもしないでください。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしている、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。

計画→

- 遊漁者が採捕したクロマグロを営利を目的に販売し、利益を得ることは、「沿岸くろまぐろ漁業」を営むことになり、沿岸くろまぐろ漁業の承認について定めた広域漁業調整委員会の指示に違反することとなります。
- 指導に従わない等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指示しよう命令（裏付け命令）をし、その命令に従わなかった場合、罰則（1年以下の懲役、50万円以下の罰金等）が適用されます。（漁業法第191条）

（※1 規制措置の内容はコチラ）

（※2 規制措置に関するQ&Aはコチラ）

（※3 過去の規制措置（令和3年6月1日～令和4年5月31日）の内容はコチラ）

（※4 過去の規制措置（令和4年6月1日～令和5年3月31日）の内容はコチラ）

（※4 広域漁業調整委員会指示の内容はコチラ）

クロマグロ（大型魚）遊漁採捕量（令和6年2月1日更新）

令和5年					令和6年	合計
4～5月	6月	7月	8月	9～12月	1～3月	
4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6.0トン	37.3トン

実績→

（水産庁HP）

## クロマグロ遊漁について

### < 現状 >

○プレジャーボートの違反者から聞き取りすると

詳しく知らなかった。行政はもっと周知すべき

と釈明する事例が多い。

○なお、遊漁船の場合は、利用客が委員会指示

違反となりますが、遊漁船業者は、法で

利用客に「周知させる義務」があるので、

遊漁船業者は法令違反となる可能性がある。

令和5年度のクロマグロ遊漁の規制については、令和6年1月～3月の採捕数量が6.1トンを超えるおそれがあるため、1月24日（水曜日）～3月31日（金曜日）まで採捕禁止となりました。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしている、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。指導に従わない場合等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指導に従うよう命令（裏付け命令）をし、その命令に従わなかった場合、罰則（1年以下の懲役、50万円以下の罰金等）が適用されます。（漁業法第191条）



※こちらのバナー又はLINEから報告サイトにアクセスのうえ、ご入力願います。

遊漁者によるクロマグロ採捕等の広域漁業調整委員会指示違反に対する指導事例

違反時期	採捕海域	違反内容
令和4年5月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和4年6月	J8	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和4年7月	J8	小型魚（30kg未満）を採捕
令和5年3月	J6	小型魚（30kg未満）を採捕
令和5年5月	J8	小型魚（30kg未満）及び採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和5年6月	J8	小型魚（30kg未満）を採捕
令和5年6月～8月	J9	遊漁により採捕したクロマグロを営利目的で販売（沿岸くろまぐろ漁業の無承認操業）
令和5年10月	J3	小型魚（30kg未満）を採捕
令和5年12月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和5年12月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕

採捕海域はコチラ

※J1海域は北海道周辺

（水産庁HP）

## クロマグロ遊漁について

- 委員から意見をいただきたいこと

### ①プレジャーボートへの周知の方法

- ・水産庁においてもプレジャーボートの所有者を把握していないため、個別に周知する方法。  
→協力依頼先について（JCI、損害保険会社、小型船舶操縦免許講習機関など）

### ②現在のクロマグロ遊漁の周知先に加えたら良いところについて

- ・主に遊漁船業者、マリーナ、釣り具店に周知している。  
→協力依頼先について（飲食店組合、宿泊業組合など）

※遊漁で採捕したマグロを購入している可能性を想定